

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	感染症予防関係法令例規集(追録783~786) 買入	51:図書	第一法規株式会社	9,756	R5.2.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	獣医公衆衛生法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	114,224	R5.2.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	食品衛生関係法規集追録 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	92,400	R5.2.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	シリーズ食の安全 安全な食品の加工製造 のためのチェックガイド 外1点 買入	51:図書	第一法規株式会社	23,100	R5.2.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	医薬品、医療機器関係実務便覧 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	11,481	R5.2.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	最新 医薬品・医療機器等取扱法規の手引 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	8,433	R5.2.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
7	動物管理センターにおける動物安楽死装置 (備品番号:32762)における連結管の交換修繕	34:高圧ガス	株式会社馬場酸素	158,400	R5.2.7	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	-
8	環境科学研究センター管理運営用「なにわ 502 て 30」自動車定期点検整備(法廷12ヶ 月点検)追加整備	37:自動車 修理	武田自動車工業株式会社	105,028	R5.2.8	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-

随意契約理由書

1 案件名称

動物管理センターの動物安楽死装置（備品番号：32762）における連結管の交換修繕

2 契約の相手方

株式会社馬場酸素

3 随意契約理由

大阪市動物管理センターでは『狂犬病予防法』に基づき、野犬・放浪犬の抑留収容を行っている。収容した動物は譲渡適性の審査を行い、譲渡適性が認められないと判定した場合には安楽死処分を行っている。動物安楽死装置は、装置内に急速に二酸化炭素ガスを充満させることにより内部の動物を安楽死させる装置であり、その二酸化炭素ガスは二酸化炭素ポンベからガス圧力調整器を経由し供給される。

令和5年2月2日15時頃、二酸化炭素ポンベの交換に訪れた事業者より、「二酸化炭素ガスポンベとガス圧力調整器を繋ぐ連結管の接合部が劣化により接続不良を起し、ガス漏れをしている」との指摘があった。その際、連結管接合部に専用の検査用液を塗布することにより、ガス漏れが起きていることを事業者及び動物管理センター職員が目視で確認した。このまま劣化した連結管を使用すると今後さらにガス漏れが進行していくことが想定されると事業者からの指摘があった。

主に安楽死処分の際には、通常は麻酔薬の注射による処分を行っているものの、凶暴性のある動物の安楽死処分には、当該装置を用いて実施することとしている。これは職員の安全性を確保するためであるが、凶暴性のある動物の殺処分の必要性がいつ生じるかは、予見不可能であるため、当該装置は当センターにおいて必要不可欠な装置である。また、二酸化炭素ガスは大気中に微量に存在するガスであるが、大量に吸引するとめまいや意識喪失を引き起こし、最悪の場合は死に至る。現時点でのガス漏れは少量であるが、今後劣化が進行し大量にガスが漏れた場合、職員や見学に訪れた市民へ健康被害をもたらす可能性がある。以上のことから、早急に連結管の交換修繕が必要である。

なお、当該ガスポンベの年間納入業者である株式会社馬場酸素へ問い合わせたところ、当該機器修繕用の部品を取り扱っており、緊急対応が可能であるとの回答が得られたため、上記業者に依頼することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号

5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06 - 6208 - 9996）